

北海道教育研究所連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は北海道教育研究所連盟という。

(組織)

第2条 本連盟は北海道における教育研究所・教育研修センターならびに、これに準ずる機関をもって構成する。

(目的)

第3条 本連盟は加盟機関相互の連携を密にして、教育研究・研修の充実を図り、以て北海道教育の振興に寄与する。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 教育研究発表大会の開催
- (2) 教育研究・研修に必要な資料の収集及び交換
- (3) 共同の研究
- (4) 研究所確立に関する事項
- (5) 他機関との連絡提携
- (6) 教育研究活動の理解普及
- (7) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本連盟に下記の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員会

(総会)

第6条 総会は、加盟機関の各代表を以て構成する。

2 総会は委員長の招集により毎年一回定期に開催し、下記の事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。議長は総会の選挙による。

- (1) 規約改正
- (2) 役員の選出
- (3) 決算の承認、予算の審議
- (4) その他本連盟に関する重要事項

3 総会は加盟機関の過半数を以て成立し、議事は出席加盟機関の過半数を以て議決する。

(委員会)

第7条 委員会は正副委員長、委員を以て構成する。

2 委員会は、委員長が招集し、事務局が運営する。

3 委員会は総会の決議事項の執行に当たる。緊急事項が生じた場合は、これを処理し総会の承認を求める。

4 委員会の中に必要に応じ専門部会を設けることができる。

(役員)

第8条 本連盟に下記の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 委員 若干名
- (4) 会計監査 3名

- 2 役員の任期は一か年とし、重任を防げない。
- 3 役員の欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員の任務)

第9条 本連盟の役員の任務は下記のとおりとする。

- (1) 委員長 本連盟を総括し代表する。
- (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長事故ある場合はこれを代行する。
- (3) 委員 本連盟の業務を執行する。
- (4) 監査委員 本連盟の業務ならびに会計を監査し、総会に報告する。
(事務局)

第10条 本連盟に事務局を設ける。事務局については別に細則を設ける。

(連盟費)

第11条 本連盟の加盟機関は、連盟費年額 管内36,000円、市14,000円、町村9,500円、道立17,000円、その他機関9,500円を納めるものとする。

(会計)

第12条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 本連盟の経費は、連盟費、事業収入、寄附金等の収入によって支弁する。

附 則

本規約は昭和32年5月7日より施行する。

附 則

本改正規約は昭和50年5月6日より施行する。

附 則

本改正規約は昭和51年5月6日より施行する。

附 則

本改正規約は昭和53年5月8日より施行する。

附 則

本改正規約は平成3年4月26日より施行する。

附 則

本改正規約は平成10年4月25日より施行する。

附 則

本改正規約は平成14年4月23日より施行する。

附 則

本改正規約は平成15年4月23日より施行する。

附 則

本改正規約は平成16年4月22日より施行する。

附 則

本改正規約は平成17年4月22日より施行する。

附 則

本改正規約は平成18年4月21日より施行する。

附 則

本改正規約は平成19年4月20日より施行する。

附 則

本改正規約は平成20年4月18日より施行する。

附 則

本改正規約は平成21年4月17日より施行する。

附 則

本改正規約は平成23年4月15日より施行する。

附 則

本改正規約は平成27年9月3日より施行する。

北海道教育研究所連盟事務局に関する細則

(連盟規約第10条による)

(構成)

第1条 事務局は、事務局長、事務局次長2名及び事務局員数名を以て構成する。

(場所)

第2条 事務局は、委員長の所在する機関に置く。

(業務)

第3条 事務局は下記の業務を行う。

- (1) 総務 総会・役員会の運営、諸機関との連絡調整
- (2) 事業 研究・研修事業の推進、刊行物の発行
- (3) 会計 経理・予算・決算に関する事務
- (4) その他の事務

(事務局及び事務員)

第4条 事務局長、事務局次長及び事務局員の委嘱に関する事項は、委員会の審議を経て委員長がこれを行う。

2 事務局に、常勤または非常勤として事務員を雇用することができる。

3 事務員の雇用に関する事項は、委員会の審議を経て委員長がこれを行う。

(手当・給料)

第5条 事務員に給料を支給する。

(旅費)

第6条 本連盟の用務のため出張した場合は、道旅費規程に準じて旅費を支給する。

附 則

本改正細則は、平成9年4月26日より施行する。

附 則

本改正細則は、平成16年4月22日より施行する。

附 則

本改正細則は、平成21年4月17日より施行する。